

公益財団法人日本健康・栄養食品協会

表彰制度に関する実施要綱

I. 目的

当協会は、健康食品及び保健機能食品等に係る制度の普及・啓発や、品質、安全性担保等の面で顕著な成果を挙げた会員等を表彰し、もって健康食品産業の発展と国民の健康保持増進の更なる向上に寄与することを目指す。

II. 表彰対象

(1) 当協会の会員で次に掲げる者を対象とする。(部門別表彰)

- ① 認定健康食品(JHFA)認定制度を積極的に活用し、継続的又は多くの認定登録を受けている事業者
- ② 健康補助食品GMP認定制度の重要性を認識し、工場又は製品のGMP認定登録を積極的に取得するとともに、健康食品の製造、品質保証の実践に功労のあった事業者
- ③ 健康食品の原材料又は製品の安全性自主点検認証登録制度を積極的に活用し、多くの認証登録を受けている事業者
- ④ 保健機能食品(特定保健用食品・機能性表示食品)制度や特別用途食品制度の、健全な発展及び普及に貢献のあった事業者

(2) 当協会の会員にかかわらず、次の者も対象とする。(特別表彰)

永年にわたり当協会の事業推進に貢献のあった事業者または個人

III. 応募要項

表彰を受けようとする当協会会員、又は推薦者(当協会会員に限る)は当該実施年度の応募要領に掲げる書類を当協会へ提出する。

また、申請者(被推薦者)は次の条件を満たすこと。

- ① 過去10ヵ年において、関係法令の違反等による行政処分を受けていないこと。
- ② 過去10ヵ年において、刑事罰に処せられたことがないこと。

なお、特別表彰の対象者については、当協会が推薦する場合がある。

Ⅳ. 受賞者の決定

書類審査、一次審査会を経て、その結果を表彰選考委員会に諮り受賞者を決定する。

(1) 一次審査会

メンバーは、事務局長、健康食品部長、特定保健用食品部長、栄養食品部長、機能性食品部長、学術情報部長及び総務部の担当者1名をもって構成する。

(2) 表彰選考委員会

選考は、業務執行理事会で行う。

Ⅴ. 表彰の実施

(1) 表彰の内訳

表彰は「Ⅱ. 表彰対象」の(1)の部門別表彰と、(2)の特別表彰とする。

1) 部門別表彰の数は4部門合計で毎年4から6程度とする。

2) 特別表彰の数は毎年1から3程度とする。

(2) 表彰基準

表彰の基準及び手続きの詳細は、公表する当該実施年度の応募要領、及び内部資料の審査判定基準に定めるとおりとする。

(3) 表彰時期

表彰は、毎年度1回、当協会賀詞交歓会において行うものとする。

(3) 表彰方法

表彰は、会長及び理事長の連名とし、受賞者にそれぞれ賞状と記念品を授与する。

(5) 公表

当協会は、受賞者の表彰内容について、広く関係方面に公表する。

以上